



基発第 0413007号

平成 16 年 4 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

職場適応訓練従事者の特別加入の取扱について

労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第 46 条の 18 第 2 号イの作業に従事する者（以下「職場適応訓練従事者」という。）に係る労災保険の特別加入については、昭和 41 年 12 月 26 日付け基災発第 29 号「職場適応訓練受講者の特別加入について」（以下「41 年通達」という。）等により取り扱っているところであるが、本年 4 月 1 日から求職者を作業環境に適応させるための訓練が新設されたことから、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 職場適応訓練従事者の範囲等

職場適応訓練従事者に係る労災保険の特別加入については、現在、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 23 条第 1 項第 3 号、雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号等の規定に基づく訓練であって、「職場適応訓練実施要領（昭和 56 年 6 月 8 日付け職発第 320 号）」に定められた職場適応訓練の受講者を対象としているところである。

今般、「特定地域開発就労事業の実施について」の一部改正について（平成 16 年 3 月 26 日付け職高発第 0326006 号）により、「特開自立訓練事業実施要領」（以下「特開訓練要領」という。）が定められ、本年 4 月 1 日からこれに基づき新たな訓練が実施されることとなったところであるが、特開訓練要領に基づく訓練（以下「特開訓練」という。）は、労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号イに規定する「国又は地方公共団体が実施する訓練であって求職者を作業環境に適応させるための訓練」であることから、労災保険の特別加入の対象となるものである。

したがって、特開訓練の受講者に係る特別加入申請の手続等については、

41年通達により取り扱うこととする。

なお、特開訓練は昭和53年労働省告示第41号により福岡県内の一部の地域においてのみ実施されるものである。

2 職場適応訓練従事者である特別加入者の給付基礎日額

職場適応訓練従事者である特別加入者の給付基礎日額については、平成4年3月12日付け基発第111号「職場適応訓練従事者の給付基礎日額について」（以下「4年通達」という。）により取り扱っているところであるが、特開訓練要領に基づく訓練の受講者が特別加入の対象となること等に伴い、4年通達の一部を次のとおり改正する。

- (1) 別添「職場適応訓練従事者の給付基礎日額決定基準」中「16,000円」を「20,000円」に改める。
- (2) 別添「職場適応訓練従事者の給付基礎日額決定基準」4を削除する。
- (3) 別添「職場適応訓練従事者の給付基礎日額決定基準」に次の事項を加える。

5 職場適応訓練従事者が「特定地域開発就労事業の実施について」の一部改正について（平成16年3月26日付け職高発第0326006号）に定める特開訓練の受講者である場合

給付基礎日額は、決定基準額のうち、当該職場適応訓練従事者に支給される訓練手当の日額を超える額であって直近のものとする。ただし、当該訓練手当の日額が20,000円を超える場合は20,000円とする。